

北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(補助対象事業の要件)

第3条 要綱第4条第1項に規定する補助対象事業の要件は、別表第1のとおりとする。

(木造住宅の補助金の額)

第4条 木造住宅の耐震改修工事監理及び耐震改修工事に対する補助金の額は、住宅1戸（共同住宅の場合は、1棟）につき1,000,000円を上限とし、耐震改修工事監理及び耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額に5分の4を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 木造住宅の省エネ改修工事に対する補助金の額は、住宅1戸につき250,000円を上限とし、省エネ改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額に4分の1を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 木造住宅の建替え等に伴う除却工事に対する補助金の額は、住宅1戸につき300,000円を上限とし、建替え等に伴う除却工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は当該除却工事に代えて耐震改修工事監理及び耐震改修工事を行う場合の当該耐震改修工事監理及び耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額のいずれか低い方の額に23.0%を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(分譲マンションの補助金の額)

第5条 分譲マンションの耐震診断に対する補助金の額は、1棟につき2,000,000円に住宅1戸につき30,000円を加えた額を上限とし、耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は耐震診断を行う部分の延べ面積に1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡を乗じて合計した額のいずれか低い方の額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 分譲マンションの耐震設計及び耐震改修工事監理に対する補助金の額は、住宅1戸につき500,000円を上限とし、耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 分譲マンションの耐震改修工事に対する補助金の額は、住宅1戸につき500,000円（当該耐震改修工事に係る耐震設計又は耐震改修工事監理について要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は耐震改修工事を行う部分の延べ面積に1㎡あたり50,200円（耐震改修工事を行う部分のI_s値が0.3未満相当の場合は、55,200円）を乗じて得た額のいずれか低い方の額に3分の1を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(賃貸マンションの補助金の額)

第6条 賃貸マンションの耐震診断に対する補助金の額は、1棟につき1,500,000円

を上限とし、耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は耐震診断を行う部分の延べ面積に1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡を乗じて合計した額のいずれか低い方の額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 賃貸マンションの耐震設計及び耐震改修工事監理に対する補助金の額は、住宅1戸につき300,000円を上限とし、耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 賃貸マンションの耐震改修工事に対する補助金の額は、住宅1戸につき300,000円（当該耐震改修工事に係る耐震設計又は耐震改修工事監理について要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は耐震改修工事を行う部分の延べ面積に1㎡あたり50,200円（耐震改修工事を行う部分のI_s値が0.3未満相当の場合は、55,200円）を乗じて得た額のいずれか低い方の額に3分の1を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

（大規模特定建築物以外の特定建築物の補助金の額）

第7条 特定建築物（大規模特定建築物を除く。）の耐震診断に対する補助金の額は、1棟につき1,500,000円を上限とし、耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は耐震診断を行う部分の延べ面積に1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡を乗じて合計した額のいずれか低い方の額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 特定建築物（大規模特定建築物を除く。）の耐震設計及び耐震改修工事監理に対する補助金の額は、1棟につき12,000,000円を上限とし、耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 特定建築物（大規模特定建築物を除く。）の耐震改修工事に対する補助金の額は、1棟につき12,000,000円（当該耐震改修工事に係る耐震設計又は耐震改修工事監理について要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は耐震改修工事を行う部分の延べ面積に1㎡あたり51,200円（耐震改修工事を行う部分のI_s値が0.3未満相当の場合は、56,300円）を乗じて得た額のいずれか低い方の額に23.0%を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

（大規模特定建築物の補助金の額）

第8条 大規模特定建築物の耐震設計及び耐震改修工事監理に対する補助金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 1棟につき6,000,000円を上限とし、耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額に3分の1を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額

(2) 耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額に対する前号に掲げる額の割合に2分の1を乗じて得た割合に3分の1を

加えた割合（当該加えた割合が2分の1を超える場合は、2分の1）に当該耐震設計及び耐震改修工事監理に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額

2 大規模特定建築物の耐震改修工事に対する補助金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 1棟につき12,000,000円（不特定多数の者が利用する大規模特定建築物は、50,000,000円）（当該耐震改修工事に係る耐震設計又は耐震改修工事監理について要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額）を上限とし、耐震改修工事に関する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は耐震改修工事を行う部分の延べ面積に1㎡当たり51,200円（耐震改修工事を行う部分のI s値が0.3未満相当の場合は、56,300円）を乗じて得た額のいずれか低い方の額に11.5%を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額

(2) 耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は耐震改修工事を行う部分の延べ面積に1㎡当たり51,200円（耐震改修を行う部分のI s値が0.3未満相当の場合は、56,300円）を乗じて得た額のいずれか低い方の額に対する前号に掲げる額の割合に69分の131を乗じて得た割合に11.5%を加えた割合（当該加えた割合が3分の1を超える場合は、3分の1）に当該耐震改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額

（ブロック塀等の補助金の額）

第9条 ブロック塀等の除却工事に対する補助金の額は、補助対象工事1件につき150,000円を上限とし、除却工事に要する経費（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）の相当額又は除却工事を行うブロック塀等の見付面積に1㎡当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか低い方の額に2分の1を乗じて得た額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

（補助金交付申請書の添付書類）

第10条 要綱第5条に規定する補助金交付申請書に添付する書類は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第5条の2第2項の規定による承認を受けた全体設計に係る耐震改修工事の補助金交付申請書については、前項に規定する書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

（全体設計承認の申請）

第10条の2 要綱第5条の2第1項に規定する全体設計承認申請書及び全体設計承認変更申請書に添付する書類は、当該全体設計承認申請書及び全体設計承認変更申請書に係る耐震改修工事の補助金交付申請書に係る前条第1項に規定する書類とする。

（補助対象事業の変更）

第11条 要綱第7条第1項に規定する補助金交付変更申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第10条第1項に規定する書類のうち変更となるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 要綱第7条第1項に規定する軽微なものとは、交付の決定を受けた補助金の額の変更を伴わないものとする。

3 前項の軽微な変更が生じる場合は、すみやかに別に定める軽微な変更届に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 第10条第1項に規定する書類のうち変更となるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了実績報告書の添付書類)

第12条 要綱第8条第1項に規定する完了実績報告書に添付する書類は、別表第3のとおりとする。

(補助金の請求)

第13条 要綱第10条第1項に規定する補助金交付請求書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 北九州市会計関係帳票規則（令和4年北九州市規則第17号）に定める請求書兼領収書（委託、工事、補助金等雑用）の様式による請求書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(代理受領)

第14条 補助金交付申請者は、補助金の請求及び受領を施工業者等に委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、完了実績報告書を提出する前までに、別に定める代理受領予定届（以下、「予定届」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 補助金交付申請者は、代理受領の中止を行うときは、完了実績報告書を提出する前までに、別に定める代理受領中止届により、市長に届け出なければならない。

3 補助金交付申請者は、別に定める代理受領に係る委任状（以下、「代理受領委任状」という。）を提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を施工業者等に委任することができる。

4 代理受領委任状により補助金交付申請者の委任を受けた施工業者等（以下、「代理受領者」という。）は、別に定める代理受領に係る補助金交付請求書（以下、「代理受領補助金交付請求書」という。）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

5 前項の規定により提出する代理受領補助金交付請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 実施した事業に係る補助金交付決定者宛ての請求書

(2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

6 市長は、代理受領補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を代理受領者に交付するものとする。

(利用の取消し)

第15条 市長は、補助金交付申請者又は代理受領者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定を取り消した場合

(2) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(3) 法令又は要綱若しくはこの要領に違反した場合

(4) その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

(規定の準用)

第16条 予定届の提出があった場合、代理受領に関して、要綱第10条、要綱第11条、要綱第14条及び要綱第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助金交付決定者」とあるのは、「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは

「代理受領補助金交付請求書」と読み替える。

(様式)

第17条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要綱	名称	別記様式	
第2条第1項 第18号	市内施工業者等と請負契約等ができない理由書	様式第1号	
第5条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震診断・分譲マンション）	様式第2号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震診断・賃貸マンション）	様式第3号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震診断・特定建築物）	様式第4号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震設計・分譲マンション）	様式第5号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震設計・賃貸マンション）	様式第6号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震設計・特定建築物）	様式第7号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震設計・大規模特定建築物）	様式第8号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事監理・分譲マンション）	様式第9号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事監理・賃貸マンション）	様式第10号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事監理・特定建築物）	様式第11号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事監理・大規模特定建築物）	様式第12号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事・分譲マンション）	様式第13号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事・賃貸マンション）	様式第14号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事・特定建築物）	様式第15号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事・大規模特定建築物）	様式第16号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（耐震改修工事等・木造住宅）	様式第17号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（建替え等に伴う除却工事・木造住宅）	様式第17-2号	
	削除		
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（ブロック塀等）	様式第19号	
	第5条の2	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業全体設計承認（変更）申請書	様式第20号
北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業全体設計承認（変更）通知書		様式第21号	
北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業全体設計不承認通知書		様式第22号	
北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業全体設計承認申請取下げ届		様式第23号	
第6条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定通知書	様式第24号	
	削除		
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（ブロック塀等）	様式第26号	
第6条第3項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金不交付決定通知書	様式第27号	
	削除		
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金不交付決定通知書（ブロック塀等）	様式第29号	
第7条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更申請書	様式第30号	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更申請書（木造住宅）	様式第31号	
	削除		
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更申請書（ブロック塀等）	様式第33号	
第7条第2項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更通知書	様式第34号	
	削除		

	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付変更通知書（ブロック塀等）	様式第36号
第8条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（耐震診断）	様式第37号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（耐震設計）	様式第38号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（耐震改修工事監理）	様式第39号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（耐震改修工事）	様式第40号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（木造住宅）	様式第41号
	削除	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（ブロック塀等）	様式第43号
第9条	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金額確定通知書	様式第44号
	削除	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金額確定通知書（ブロック塀等）	様式第46号
第10条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付請求書	様式第47号
第11条第4項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定取消通知書	様式第48号
	削除	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付決定取消通知書（ブロック塀等）	様式第50号
第12条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ届	様式第51号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ届（木造住宅）	様式第52号
	削除	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付申請取下げ届（ブロック塀等）	様式第54号
第14条第1項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金返還命令書	様式第55号
	削除	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金返還命令書（ブロック塀等）	様式第57号

2 この要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要領	名称	別記様式
第11条第3項	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業軽微な変更届	様式第58号
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業軽微な変更届（木造住宅）	様式第59号
	削除	
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業軽微な変更届（ブロック塀等）	様式第61号
第14条第2項	代理受領中止届	様式第62号
第14条第3項	代理受領委任状	様式第63号
第14条第4項	代理受領補助金交付請求書	様式第64号

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年6月5日から施行する。

（要綱の改定）

- 2 北九州市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要領（平成18年8月23日）は、この要領に改定する。

（経過措置）

- 3 北九州市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要領（平成18年8月23日）に基づき行われている事業については、この要領で定める事業であるものとみなす。

付 則（平成21年9月16日改正）

この改正は、平成21年9月16日から施行する。

付 則（平成23年4月1日改正）

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年9月6日改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成23年9月6日から施行する。

(要綱の改定)

- 2 北九州市住宅耐震改修工事費等補助金交付要領（平成23年4月1日）は、この要領に改定する。

(経過措置)

- 3 北九州市住宅耐震改修工事費等補助金交付要領（平成23年4月1日）に基づき行われている事業については、この要領で定める事業であるものとみなす。

付 則（平成24年4月1日改正）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日改正）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日改正）

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日改正）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月15日改正）

この改正は、平成29年12月15日から施行する。

付 則（平成30年4月13日改正）

この改正は、平成30年4月13日から施行する。

付 則（平成30年9月4日改正）

この改正は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（平成30年9月19日改正）

この改正は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（平成31年4月26日改正）

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

付 則（令和元年10月1日改正）

この改正は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日改正）

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年5月26日改正）

この改正は、令和2年6月1日から施行する。

付 則（令和3年2月18日改正）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年7月8日改正）

この改正は、令和4年7月8日から施行する。

付 則（令和5年3月31日改正）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年7月7日改正）

この改正は、令和5年7月21日から施行する。

付 則（令和6年4月1日改正）

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<p>1 共通要件</p>	<p>(1) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したもの (2) 補助対象事業により、建築基準法及び関係法令の規定に違反しないもの</p>
<p>2 木造住宅に係る要件</p>	<p>(1) 地階を除く階数が2以下のもの (2) 補助対象事業が、原則として、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準によるもので、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上に引き上げるものであること (3) 住宅以外の用途へ変更する場合は、原則として、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法の基準によるもので、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上に引き上げるものであること (4) 昭和56年6月1日以降に増築等を行った住宅も対象とする。但し増築部分（昭和56年6月1日以降）に関しては補助費用の算定の対象外とする。</p>
<p>3 分譲マンション及び賃貸マンションに係る要件</p>	<p>(1) 延べ面積が1,000㎡以上で、かつ地階を除く階数が3以上の耐火建築物又は準耐火建築物であるもの (2) 補助対象事業が、耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示184号。以下「方針」という。）のうち、次のいずれかの基準によるものであること ア 方針別添第1第2号に規定する基準 イ 方針別添第1ただし書の規定に基づく認定診断法による基準（ただし、耐震設計を行う場合は、第2次診断もしくはそれと同等以上の診断法による。） (3) 補助対象事業のうち、耐震設計、耐震改修工事監理及び耐震改修工事については、前号の基準に基づき、I_s値が0.6未満のものを0.6以上に引き上げるもので、耐震判定機関による評価を受けるもの又は受けたものであること</p>
<p>4 特定建築物に係る要件</p>	<p>(1) 賃貸マンション、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき市長が設置を認可した保育所及び大規模な事業者が所有する工場でないもの（ただし、要緊急安全確認大規模建築物の場合、大規模な事業者が申請者であっても補助対象とする。） (2) 補助対象事業のうち、耐震改修工事については、次のいずれかに該当するものであること ア 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提施設等をいう。） イ 災害時に多数の者に被害が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル等をいう。） ウ 要緊急安全確認大規模建築物のうち耐震改修促進法附則第3条第3</p>

	<p>号に規定するもの</p> <p>(3) 補助対象事業が、耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく方針のうち、次のいずれかの基準によるものであること</p> <p>ア 方針別添第1第2号に規定する基準</p> <p>イ 方針別添第1ただし書の規定に基づく認定診断法による基準（ただし、耐震設計を行う場合は、第2次診断もしくはそれと同等以上の診断法による。）</p> <p>(4) 補助対象事業のうち、耐震設計、耐震改修工事監理及び耐震改修工事については、原則として前号の基準に基づき、I s 値が0.6未満のものを0.6以上に引き上げるもので、耐震判定機関による評価を受けるもの又は受けたものであること</p> <p>(5) 補助対象について、特定建築物で定める規模のうち階数の制限は設けない。</p>
<p>5 ブロック塀等に係る要件</p>	<p>(1) 大規模な事業者以外の者であること</p> <p>(2) ブロック塀等の除却について、関係権利者の同意が得られていること</p> <p>(3) 補助金の交付は、一団の土地につき一回限りとする。</p> <p>(4) 補助対象事業のうち、ブロック塀等除却工事については、単独で行うものとし、その他建築工事等と一体的に行うものでないこと</p> <p>(5) 補助対象事業のうち、ブロック塀等除却工事については、次のいずれかに該当するものであること</p> <p>ア 危険なブロック塀等の全部（基礎の除却は任意）を除却する工事</p> <p>イ 危険なブロック塀等で、除却後の高さを道路面から高さ0.4m以下に部分除却する工事</p> <p>ただし、擁壁の上部、または建築基準法第42条に規定する道路内にあるブロック塀等については、全部除却（基礎の除却は任意）する工事のみとする。</p>

別表第2（第10条関係）

補助対象事業	添付する書類
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象事業を行う木造住宅等（以下「補助対象建築物」という。）の位置図 (2) 補助対象建築物の配置図、各階平面図及び2面以上の外観写真 (3) 補助対象建築物の建築年月又は工事着手年月を明らかにする書類 (4) 補助対象建築物の構造、階数及び面積を明らかにする書類 (5) 補助対象建築物の所有者等を証する書類 (6) 補助対象建築物が分譲マンションである場合は、補助対象事業の実施に係る集会の決議を証する書類又はこれに代わる書類 (7) 申請者の納税証明書（申請書の提出日以前3箇月の間に発行されたものに限る。）の写し (8) 補助対象事業に要する経費が確認できる見積書の写し (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
耐震設計	<ul style="list-style-type: none"> (1) この表の耐震診断の項第1号から第8号までに掲げる書類 (2) 補助対象建築物の耐震診断結果報告書 (3) 補助対象建築物が大規模特定建築物である場合は、その旨を証する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
耐震改修工事 監理及び耐震 改修工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) この表の耐震診断の項第1号から第8号まで並びに同表の耐震設計の項第2号及び第3号に掲げる書類 (2) 補助対象建築物の耐震改修工事に係る補強計画書及び施工内容が分かる計画図並びに耐震判定機関による評価書の写し (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
省エネ改修工 事	<ul style="list-style-type: none"> (1) この表の耐震診断の項第1号から第8号まで及び同表の耐震設計の項第2号に掲げる書類 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
建替え等に伴 う除却工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) この表の耐震診断の項第1号から第8号まで及び同表の耐震設計の項第2号に掲げる書類 (2) 補助対象建築物の耐震改修工事に要する経費が確認できる見積書の写し (3) 申請時点で申請者が補助対象建築物に居住していることを証する書類 (4) 申請時点で申請者が除却工事以後に居住する木造住宅等を確保している場合は、そのことを証する書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
ブロック塀等 の除却工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) この表の耐震診断の項第1号及び第5号から第8号までに掲げる書類 (2) 補助対象建築物であるブロック塀等の配置図及び2面以上の外観写真 (3) 補助対象建築物であるブロック塀等の構造、延長及び高さを明らかにする書類

- | | |
|--|---|
| | <p>(4) 補助対象建築物であるブロック塀等の除却工事の施工内容が分かる
計画図</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> |
|--|---|

別表第3（第12条関係）

補助対象事業	添付する書類
耐震診断	(1) 補助対象建築物の耐震診断結果報告書 (2) 補助対象事業の契約が確認できる契約書、注文書等の写し (3) 補助対象事業に要した経費の支払が確認できる領収書等の写し (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
耐震設計	(1) この表の耐震診断の項第2号及び第3号に掲げる書類 (2) 補助対象建築物の耐震改修工事に係る補強計画書及び施工内容が分かる計画図並びに耐震判定機関による評価書の写し (3) 補助対象事業に実施設計を含む場合は、補助対象建築物の耐震改修工事に係る実施設計書 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
耐震改修工事 監理及び耐震 改修工事	(1) この表の耐震診断の項第2号及び第3号に掲げる書類 (2) 補助対象建築物の耐震改修工事監理報告書（補助対象事業が耐震改修工事監理である場合に限る。）及び耐震改修工事の施工内容が分かる写真 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
省エネ改修工 事及びブロッ ク塀等の除却 工事	(1) この表の耐震診断の項第2号及び第3号に掲げる書類 (2) 補助対象事業の施工内容が分かる写真 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
建替え等に伴 う除却工事	(1) この表の耐震診断の項第2号及び第3号並びに省エネ改修工事及びブロック塀等の除却工事の項第2号に掲げる書類 (2) 申請時点で申請者が除却工事以後に居住する木造住宅等を確保していなかった場合は、完了報告時点において当該木造住宅等を確保していることを証する書類 (3) 補助交付決定者が除却工事以後に居住する木造住宅等の所在する区域及び地震に対する安全性が確認できる書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類